題目：介護労働者の負担軽減に関する
リフト活用のための人材育成事業

事業報告書

平成２５年３月

研究者代表：木之瀬　隆

NOP 日本シーティング・コンサルタント協会

初めに

今回の介護労働者の負担軽減に関するリフト活用のための人材育成事業は、2011 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災における被災地支援がきっかけでした。震災後の宮城県に 4 月 4 日から入り、宮城県介護研修センターを中心に複数訪問し福祉用具による支援で何できないかと考えていました。その中で被災地周辺の高齢者施設では施設の損壊が少ないところでも職員はすべて被災に関係しており、利用者の家族も被災し、施設職員は少ない状況で利用者の寝たきり状態はより進んでいることがわかりました。

また、2010 年に社会福祉振興関係調査研究委託により国内でのリフト活用状況を調査した結果、リフトを導入し活用している特別養護老人ホームは非常に少なく介護労働現場の状況は厳しく、また、利用者の自立支援を目的とした個別離床プログラムの推進も進んでいないことがわかりました（資料４）。しかしながら、シーティングの取り組みのある施設ではリフトによる移乗から車椅子シーティングの取り組みが北欧の特別養護老人ホームのように進んでいるところがあることも調査結果で明らかになりました。

今回、被災地周辺の特別養護老人ホームを中心にリフト活用の進んでいない施設に人材育成事業としてリフトの貸し出しと活用指導、シーティング指導を行ったのでその結果について報告いたします。

謝辞：

今回の研修事業に協力頂きました特別養護老人ホームの職員の皆様、利用者様、利用者のご家族様、また、負担の大きい中、リフトの貸し出し、レンタルに協力頂きました介護保険レンタル事業者様、公益財団法人社会福祉振興・試験センターに深くお礼申し上げます。

支援体制

木之瀬　隆　NPO 日本シーティング・コンサルタント協会　理事長
大場　薫　　宮城県介護研修センター　作業療法士
伊東正実　　身体障害者療護施設　杏友園 理学療法士

サポート

武田　輝也　宮城県東部保健福祉事務所（石巻保健所）理学療法士
廣島　志保　宮城県気仙沼保健福祉事務所　理学療法士
NPO 日本シーティング・コンサルタント協会　会員

助成先

公益財団法人　社会福祉振興・試験センター
「平成 24 年度　福祉人材養成・研修助成事業」

目次

はじめに p1

１．事業目的 p3
事業内容
事業の流れ
２．事業対象施設

３．事業結果 p5
3-1 アンケート結果
3-2 リフト活用報告
3-3 事業報告会
3-4 事業報告会スライド

４．事業のまとめ p31
4-1 アンケートのまとめと考察
4-2 リフト活用報告まとめと考察
4-3 ケアワーカー向けアンケート結果と今後

５．事業支援者感想 p33

６．文献 p35

８．資料 p36
アンケート票

介護労働者設備等導入奨励金 2012

１－１．事業目的

厚生労働省では平成 24 年度の助成事業として、「介護労働環境向上奨励金」の支給を始めている（資料１）。支給対象の筆頭は「移動用リフト」であり、リフト活用による腰痛予防や利用者の自立支援は大きな目標となっている。また、2011 年、東日本大震災が発生し被災地の特別養護老人ホームなどの高齢者施設は被災後の対応で介護労働者の身体的負担や腰痛問題と利用者の自立支援は、以前より大きな課題となっている。

今回の人材育成事業では、設置式リフトと車いすなどの福祉用具を併用し、特別養護老人ホームなどの実践場面での研修を行い、リフト等の貸し出しにより活用と施設導入を進めるための福祉人材育成を目的とする。

１－２．事業内容

設置式リフト（以下、リフトと略す）の活用を検討している被災地近隣の特別養護老人ホームなどの高齢者施設でリフトと車いすの実践研修会を開催する。福祉人材育成としてリフトと車いすの貸し出しを一定期間行い、利用者の選定・適合サポートを行う。今年度からの福祉用具個別援助計画書を作成し、リフト等の貸し出し終了時に報告研修会を開催する。

① 宮城県内被災地周辺の５施設程度にリフトと車いすの実践研修会を開催する。合わせて、リフト・車いすの貸し出しと利用者の選定・適合指導を行う。また、貸し出し終了前に、福祉用具個別援助計画書に基づき、報告研修会を開催する。

② 被災地以外の事業として、リフト導入の進んでいない全国の特別養護老人ホーム５施設に対して、リフトと車いすの実践研修会を開催する。合わせて、リフト・車いすの貸し出しと利用者の選定・適合指導を行う。また、貸し出し終了前に、福祉用具個別援助計画書に基づき、報告研修会を開催する。

③上記施設での報告研修会資料等をまとめて、介護労働者の身体的負担軽減に関するリフト活用のための人材育成事業報告書とした。

１-3. 介護労働者の負担軽減に関するリフト活用事業の流れ

① 事業の流れ

・事業に関心のある施設を訪問し、事業説明と実施が可能か確認を行う。

・事業実施の特別養護老人ホームなどにリフトと車椅子の使用法についての実践研修会を開催する。リフトはレンタル事業者より、当協会がレンタルを受け３か月程度の貸し出し期間とする。リフトと車椅子のレンタル費用は協会が負担する。

・リフト使用者についてのアセスメントをシーティング・コンサルタント協会員が行い、試用評価をした後に使用開始とする。

・中間時期に、当協会会員とレンタル事業者によりモニタリングを行い、介護職員が適切に使用できているか、または、利用者との不適合、不具合がある

場合は利用者を変更するなどの対応を行う。使用開始より１か月程度後。
・介護職によるモニタリング報告書の作成について支援を行う。また、利用者とリフト、車椅子の関係について再評価を行う。
・人材育成事業の終了に向けて日程などの確認とモニタリングの終了時評価を行う。貸し出しリフトなどの撤収。
・リフト活用の人材育成事業を行った複数の施設と報告会の開催を行う。

② 連絡調整方法
リフト活用のための人材育成事業について、施設での連絡調整の担当職員を決め、当協会との情報交換を随時行う。訪問日日程調整など。

２．事業対象施設

宮城県内施設（４か所）

施設名：社会福祉法人旭壽特別養護老人ホーム　おしか清心苑
住所：〒986-2523　宮城県石巻市鮎川浜清崎山７

特別養護老人ホームいこいの海・あらと
住所：〒987-0714　宮城県本吉南三陸町志津川字蒲の沢 190-1

社会福祉法人宮城厚生福祉会　特別養護老人ホーム十符・風の音
〒981-0101　宮城県宮城郡利府町葉山１丁目 53

社会福祉法人東北福祉会せんだんの館
住所：〒981-0962　宮城県仙台市青葉区水の森三丁目 43-10

被災地以外施設（5か所）

社会福祉法人亀田郷芦沼会　特別養護老人ホームあしぬま荘
〒950-0893　新潟県新潟市東区はなみずき２－３－７

特別養護老人ホームうきま幸朋苑
住所：〒115-0051　東京都北区浮間 5-13-1

特別養護老人ホームアイリスおおいた
〒870-0126　大分県大分市大字横尾 4451-8

介護老人保健施設さくら苑
住所：〒889-4314　宮崎県えびの市大河平 4327-37

社会福祉法人養和会　介護老人保健施設仁風荘
住所 〒683-0841　鳥取県米子市上後藤 3-5-1

３．事業結果

3-１アンケート結果

アンケート（フォーマットは資料）は、事業支援施設 9 か所の内、8 ヶ所から回答があり、また、リフト活用報告は７ヶ所から回答があった。

１．リフト使用開始前について
８施設のアンケート回答者数は合計 62 名で、その内 42 名（68%）が腰痛経験者であった。次に、リフト使用経験者は床走行式であり２施設の 7 名であった。

２．リフト導入練習・使用開始時
リフト研修会後に職員間でリフト練習が実際のリフト導入に役立ったとするものは 50 名（82%）であった。施設職員がリフト利用候補者を挙げたのは適切であったかは、47 名（76%）であった。リフト導入後にリフト取扱いにすぐに慣れたかの質問に、すぐに慣れた 10 名（16%）、慣れた 31 名（50%）、慣れない 21 名（34%）であった。

３．リフト利用開始後１ヶ月後
利用１ヶ月後でリフト使用に問題なし 39 名（63%）、少し問題あり 18 名（29%）、問題あり２名（3%）であった。ティルト・リクライニング車椅子の使いやすさについては、使いやすい 30 名（48%）、少し使いにくい 16 名（31%）、使いにくい 6 名（10%）であった。リフトとティルト・リクライニング車椅子を合わせた使用について、使いやすい 32 名（52%）、少し使いにくい 19 名（31%）、使いにくい 1 名であった。

４．今後のリフト使用について
リフト利用で腰の負担は軽減したかについて、軽減した 30 名（48%）、少し軽減した 23 名（37%）、軽減しない 6 名（10%）であった。リフトの継続使用について、継続使用したい 35 名（56%）、少し使用したい 24 名（39%）、使わない 3 名（5%）であった。

3-2 リフト活用報告

7 施設回答；おしか清心苑（主任介護職員）、あらと（機能訓練指導員）、せんだんの館（介護支援専門員）、十府・風の音（介護職員）、さくら苑（作業療法士）うきま幸朋苑（理学療法士）、仁風荘（作業療法士）

Ⅰ．リフト使用前後のリフト担当ケアワーカーの様子をお聞かせください。

１．リフト使用後のケアワーカーの変化

①身体的変化
・腰痛の訴えなどの軽減（６カ所）

②精神的変化
・一人でも移乗できることで、時間的に余裕が持てる（２カ所）
・リフトに対する意識がかわってきています（さくら苑）
・楽である。他の利用者の方にも使用したい。などリフトの使用に前向きな発言が聞かれる（仁風荘）
・排泄・入浴などへの機器導入を訴えていました。（うきま幸朋苑）

リフト調査アンケート集計（8施設）

施設名	おしか清心苑	風の音	せんだんの館	あしぬま荘
人数	計;4男2女2	計;3男1女2	計;9男4女5	計8;男2女6
Ⅰ. リフト使用開始前について				
1. 腰痛経験の有無について A. あり　B. なし	A;1　B;3	A;2　B;1	A;6　B;3	A;6　B;2
2. リフト支援以前に利用者にリフトを使った経験がありますか。 A. あり　B. なし	B;4	B;3	B;9	B;8
Ⅱ. リフト導入練習・使用開始				
1. 職員間でのリフト導入練習は、実際のリフト使用に役立ちましたか。 A.役立った B.少し役立った C.役立たない	A;4	B;2	A;8　B;1	A;7　B;1
2. 施設でリフト利用者の候補を挙げて頂きましたが対象者は適切でしたか。 A.適切 B. わからない C.不適切	A;3　B;1	B;2	A;6　B;3	A;8
3. リフト利用開始について導入後にすぐ慣れましたか。 A. すぐ慣れた B.慣れた C.慣れない	A;2　B;1 C;1	A;1　C;2	A;1　B;3 C;5	A;2　B;6
Ⅲ. リフト利用経過について				
1. リフト利用開始後の1か月間程度でリフト使用には問題はありませんでしたか。 A. 問題なし B. 少し問題あり C. 問題あり	A;4	A;1　B;1	A;4　B;4 C;1	A;8
2. ティルト・リクライニング車椅子は使いやすかったですか。 A. 使いやすい B. 少し使いにくい C. 使いにくい	A;2　B;2	C;3	A;1　B;8	回答なし
3. リフトとティルト・リクライニング車椅子は合わせて使いやすいですか A. 使いやすい B. 少し使いにくい C. 使いにくい	A;2　B;2	B;2	A;3　B;6	回答なし
Ⅳ. 今後施設の使用について				
1. リフトを利用して腰の負担は軽くなりましたか。 A. 軽減した B. 少し軽減した C. 軽減しない	A;4	B;2　C;1	A;4人　B;4 C;1	A;6　B;1
2. リフトを今後も継続して使いたいですか A. 使いたい B. 少し使いたい C. 使わない	A;4	B;2　C;1	A;2　B;7	A;8

うきま幸朋苑	さくら苑	アイリス	仁風荘	合計
計;8男2女6	計;3男1女2	計;7男2女5	計;20男9女11	62人(割合)
A;6 B;2	A;2 B;1	A;5 B;2	A;14 B.;6	A. 42(68%) B. 20(30%)
B;8	A;3	A;1 B;6	A;6 B;14	A. 10(16%) B. 52(84%)
A;6 B;2	A;3	A;4 B;3	A;18 B;.2	A. 50(81%) B. 11(18%)
A;4 B;4	A;3	A;5 B;2	A;18 B;2	A. 47(76%) B. 14(23%)
A;1 B;6 C;1	A;1 B;2	B;4 C;3	A.;2 B;9 C;9	A. 10(16%) B. 31(50%) C. 21(34%)
A;3 B;4	A;1 B;2	A;1 B;5 C;1	A;17 B;2	A. 39(63%) B. 18(29%) C. 2(3%)
A;6 B;2	A;3	B;4 C;3	A;18 B;1	A. 30(48%) B. 16(26%) C. 6(10%)
A;6 B;2	A;3	B;6 C;1	A;18 B;.1	A. 32(52%) B. 19(31%) C. 1(16%)
A;4 B;4	A;1 B;2	A;1 B;4 C;2	A;10 B;6 C;2	A. 30(48%) B. 23(37%) C. 6(10%)
A;5 B;3	A;3	B;5 C;2	A;13 B;7	A. 35(56%) B. 24(39%) C. 3(5%)

２．リフト使用前後の移乗時間の変化についてお気づきの点を挙げてください。
・移乗する時、吊り具のしき込みに多少時間がかかりますが、今後リフトを使用することで時間も短縮されると考えます。（３カ所）
・今まで行っていた移乗よりも行う手順が増えたこと、リフトに不慣れなことから移乗に要する時間が増えた。（２カ所）

３．リフトとティルト・リクライニング車椅子の組み合わせについて
組み合わせて（使いやすい**６カ所**・少し使いにくい・使いにくい）

Ⅱ．ケアワーカー向けアンケート結果について
１．　ケアワーカーのリフト導入の受け入れについて
リフトの受け入れは（良い**５カ所**・ふつう**１カ所**・悪い**１カ所**）
コメント：
•ケアワーカーの意見はリフトを導入して移乗介助が安定で楽になった（おしか清心苑）
・心身共に負担の軽減が図れたが、時間効率やリフトの使用方法に不慣れなため、使用しないことがあった。（せんだんの館）
・受け入れ前の情報が少なかった。事前の勉強会など、学ぶ機会があればよかったと思う。（十府・風の音）
・ケアワーカーによってリフト使用が面倒という意見ともっと活用したいという意見と個人差があった。（仁風荘）
・受け入れは良好と考えます。この人にも、この場面でといった意見も挙がりリフトへのモチベーションは高いと思います。（うきま幸朋苑）

２．　リフトを今後も継続して使いたいですか。
（使いたい**５カ所**・少し使いたい**１カ所**・使わない**１カ所**）

Ⅲ．今回のリフト支援事業は施設にとっていかがだったでしょうか。今後の支援事業の参考にさせて頂きますので、コメント・自由意見や質問をお書きください。

・腰痛や腰痛を心配している職員が施設の中で多数を占めている状況で必要性を強く感じています。しかし、いざリフトを使用しようとなった時にどんな物がよいか、使い方はどうするのかにつまづいてしまい、進まなかったことがあります。リフト使用は、利用者にとってもより安全な方法になるので、適切な使い方を学べるよう、指導できる職員がいることは大変有意義だと思います。指導職員がもう少しいれば、より有効になると考えます。（せんだんの館）

・居室に置くリフトについては初めての取り組みだったので、よい勉強、今後何らかの課題が出来た際の解決策の一つになるのだとおもいました。ただ、事前の受け入れ態勢がしっかり取れていないと使いこなしていくのは難しいとおもいます。（十府・風の音）

・リフトを使用せずに移乗されることもあり、リフト使用が定着するには時間がかかると感

じました。しかし、「〇〇さんにもリフトが使えたらいいのに」などの声も聞かれ、今後も活用できる余地があると思われました。今回は、一人の利用者への使用であり、その方の移乗は楽にできたと思いますが、そのほかにも移乗が大変な方（スタッフの身体的負担の大きい方）がたくさんおられるため、腰痛の軽減などの変化はみられにくかったのではないかと思われます。もっと、ケアする側もケアされる側もメリットが実感できると、リフトの良さがケアスタッフにも分かってもらえるのではないかと思いました。そのためには、専門職がリフトを使用したことでの利用者の変化（良くなったことなど）をケアスタッフに伝えていくことも必要だと感じました。

　他の利用者にもリフトを使用したいとの声が聞かれたため、使用を検討しましたが、当施設にある走行式のリフトはベッドとの組み合わせが悪く、使用することができず非常に残念でした。（仁風荘）

・今回の取り組みのお陰で施設全体の動きとしてリフトなどの福祉機器導入を行ない、事故・腰痛軽減に努めるよう本部より指示を受ける事ができました。また、現場に対しては、使用経験がない人が沢山おり、あまり前向きではありませんでしたが、使っていくうちに職員の意識が変わり導入を望むといった方針の統一を図る事ができました。まず、使ってみるという事が大事だと実感しました。施設を変えた今回のご支援に大変、感謝致します。ありがとうございました。（うきま幸朋苑）

3-3.事業報告会

報告会の資料はアンケート結果、資料のスライド資料になる

①宮城県内

平成 24 年度介護労働者の負担軽減に関するリフト活用のための人材育成事業報告会

日時：2013 年 2 月 1 日（金）13：00～16：00
場所：宮城県介護研修センター
住所：〒９８９－４１０３　宮城県大崎市鹿島台平渡字上敷 19-7
次第
挨拶
　　宮城県介護研修センター所長　　石澤　茂喜

１．事業全体の概要説明
　NPO 日本シーティング・コンサルタント協会理事長　　木之瀬　隆

２．　　宮城県内のリフト支援事業について
　　宮城県介護研修センター　　大場　薫
３．各施設の取り組み（各施設 20 分程度）

・社会福祉法人旭壽特別養護老人ホーム　おしか清心苑
・特別養護老人ホームいこいの海・あらと
・社会福祉法人東北福祉会せんだんの館
・特別養護老人ホーム十符・風の音

４．質疑・情報交換

主催：宮城県介護研修センター・NPO 日本シーティング・コンサルタント協会

②　東京都内

日本シーティング・コンサルタント協会　第３回シーティング機器展

日　時：２０１３年２月１６日（土）10：30-11：30
会　場：　北とぴあ B1F 展示ホール
内　容：セミナーⅠティルトリクライニング車いすとリフトによる被災地支援
　　木之瀬隆（シーティング研究所、作業療法士）
　　廣島志保　（宮城県気仙沼保健福祉事務所　理学療法士）
　　武田輝也（宮城県東部保健福祉事務所　理学療法士）

介護労働者の身体的負担軽減に関するリフト活用の人材育成事業 おしか清心苑

社会福祉法人　旭壽会
特別養護老人ホームおしか清心苑
宮城県東部保健福祉事務所
理学療法士　武田　輝也

おしか清心苑

おしか清心苑の取組み

ﾎﾟｲﾝﾄ

・組織的に職員の資質向上を意識し事業を活用

・利用者選定

同一ユニットの利用者2名が対象

・対象者2名が段階的（易→難）にリフト導入

人材育成支援 おしか清心苑　経過

平成24年

- 5月17日　訪問・状況把握・事業紹介
- 7月20日　高齢者支援施設研修会
  （東部保健福祉事務所主催）
- 8月16日　リフト設置・利用者選定・研修
- 9月11日　利用者選定・適合・車いす適合
- 10月1日　訪問・車いす適合調整（車いす寄贈）
- 10月25日　リフト設置（2台目）

震災前の取組み

- 平成22年12月
  地域リハビリテーション研修会
  「介護技術と腰痛予防研修会」
  （保健福祉事務所主催）

（平成23年3月予定）
おしか清心苑職員研修
介護技術と腰痛予防、移乗方法の実践

平成24年7月20日開催 高齢者施設支援　研修会

10月1日　アルリハブ訪問

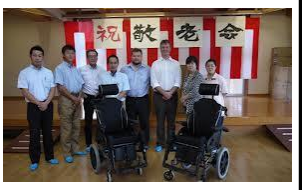

対象者概要

	Iさん　83才　女性	Aさん　82才　男性
診断名	脳梗塞	脳出血
障害名・障害状況	左片麻痺	四肢麻痺・四肢拘縮 （右股関節屈曲45度）
意思疎通	可	不可
車いす 坐位能力分類	Ⅲ　坐位がとれない	Ⅲ　坐位がとれない
移乗方法	全介助　2－3名	全介助2－3名
車いす 車いす坐位	リクライニング式手押し型 椅子ではすべり座り	リクライニング式手押し型 （ハビナース フルリクライニング キャリー）
医療処置等	経管栄養	排尿は留置カテーテル 経管栄養 褥創繰り返している

リフト導入・導入後の状況

	Iさん　83才　女性	Aさん　82才　男性
導入リフト	リコリフト据え置き式	
スリングシート	シート型　メッシュ	シート型　布　ハイバック
車いす	ティルト・リクライニング車いす	ネッティα
移乗方法	1人介助	1人介助
離床時間・活動の変化	・週3－4回の1－2時間 ・散歩（冬期間は休止）	・週2日デイルームで車いす上で経管栄養 ・5日1回の通院時の車いす利用 ・褥創治癒

気仙沼圏域での事業実施

宮城県気仙沼保健福祉事務所
成人･高齢班　廣島　志保
特別養護老人ホームいこいの海・あらと
機能訓練指導員　佐々木　秀樹

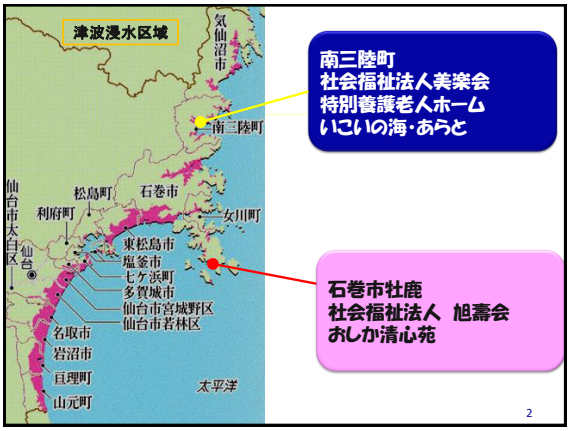

特別養護老人ホーム
いこいの海・あらと

入居80名
4階建て
８ユニット
個室　　60室
2人部屋　10室

事業実施の流れ

- 実施期間：H24/10/18～H25/2/4
- 職員同士での体験研修（1週間）
- 利用者様の選定（10/26）
  木之瀬　隆先生による評価後機器導入
- 車椅子の調整（11/22）
- 職員研修会（12/10）
  『移乗技術とシーティング』

基本情報

- 利用者：男性　　年齢：９１歳
- 要介護度：5
- 疾患名： 左被殻出血（H22.10）
（右片麻痺・全失語）
- 合併症： 高血圧，症候性てんかん
- その他：胃瘻（＋）
- リフト担当者： 機能訓練指導員，ユニット職員

座位の状態

- 現在の車いす：施設用
- 車いすのタイプ：ティルト・リクライニング式
- 車いす座位能力分類 ：Ⅲ：座れない
- 車いす座位の問題点
  ：滑り座り，右股関節外転位
- 変形・拘縮：両股関節屈曲（両側臥位60°）
  右足関節（背屈制限）
- 褥瘡：なし

前施設からの申し送り票には，長時間離床するとずれ落ちてくるので注意。
入所時記録にも右足のフットレストからの滑り落ち，ずり落ちに注意の記載

使用前と使用後の変化

使用前	使用後
介助方法＝２人介助	介助方法＝１人介助
離床回数＝１日１回	離床回数＝１日２回
日中の過ごし方 ・居室でテレビ観賞	日中の過ごし方 ・居室でテレビ観賞 ・リビングにて新聞読書

10

初回

リフト導入前の移乗方法

リフト活用の目的
シーティング・ゴール

①離床回数の拡大（離床時間の確保）
　1日1回（食事）
　→回数を増やす，関わる時間
②介助者の腰痛予防
　女性スタッフの負担軽減
　一人介助での移乗
③移乗の安全性
④安定座位

身体寸法

（1） 座位 臀幅（お尻の幅）：35cm
（2） 座 底 長（膝裏～お尻の後ろ）：42cm
（3） 下腿長（膝裏～踵）：35cm（靴着用37cm）

使用した車いす
ネッティα

工夫１

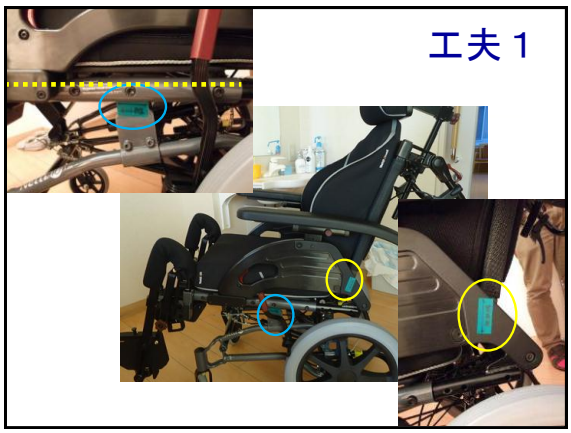

工夫２：手順表の作成

21

スタッフからの感想

《良い点》
- 思っていたより使いやすかった。
- 腰への負担が少ない。
- 移乗時の外傷のリスクが少ない。

《悪い点》
- リフト操作時、普段より滞在時間が長くなってしまうため、他利用者の様子がわからない。
- 居室より特浴に設置した方が、より効果を発揮するのではないか。
- あまり施設向きではない。在宅に適している。

22

施設担当者のまとめ

リフト使用することで、車椅子へ移乗したときに、しっかり乗ることができていたことから、リフトの使用ができなくなっても、利用者様に合った車椅子の選定やシーティングが行っていけるのではないか。

23

まとめ

- 管理者・現場に強い動機付けがないと設備投資にはつながりにくい
- 導入初期には細かなモニタリングと支援が必要
- 事業後機器導入に至らないことも想定した関わり

24

介護労働者の負担軽減に関する
リフト活用のための人材育成事業報告

宮城県利府町
介護老人福祉施設　十符･風の音
における介護用リフト導入支援について

平成25年2月1日
宮城県介護研修センター

報告者
社会福祉法人　宮城県身体障害者福祉協会
身体障害者支援施設　**杏友園**
伊東正実　理学療法士／**福祉用具プランナー**

施設紹介

介護老人福祉施設　十符･風の音

事業主体　社会福祉法人　宮城厚生協会
所 在 地　宮城県宮城郡利府町葉山
開 設 日　2005年4月4日
特別養護老人施設　50床
ショートステイ　　20床
デイサービスセンター　木の実　30名

施設紹介

施設紹介

･全室個室
･1ユニット　8～9名
･1居室に1トイレを
･居室は据え置き型
るための十分な広

･1ユニットにスタッフ5名＋パート職員
･2ユニットごとの協力体制

施設紹介

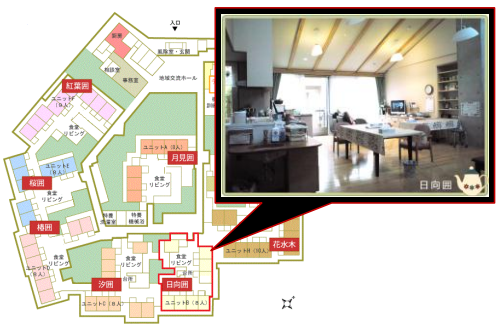

支援スケジュール

施設長が受け入れ主体となり支援を開始
10月　4日　初回訪問
10月24日　スタッフへの使用方法デモンストレーション
12月12日　対象者決定･居室にリフト設置

1月20日　アンケート回収･聞き取り調査
1月28日　リフト回収･支援終了

リフト支援対象者

T氏　80歳代　男性　2006年入所　要介護　５
　　入所前は別施設もしくは病院(?)
原 疾 患　パーキンソン病
障害状況　全身の筋強剛　随意運動不能
ADL状況
　全ての活動において全面的介助
　コミュニケーション　表情の変化程度
　排泄　おむつ排泄　定時交換
　食事　PTEG＋経口摂取(朝・夕はベッド上)
　入浴　入浴装置(臥位浴)

リフト支援対象者

生活環境(物的環境)
使用車椅子
　施設備品のフルリクライニング型車椅子
　　マツナガ　エスコート　FR-11R
　個人所有の坐クッション
　　ロホ　コンツァーセレクト

低床型ベッド＋エアマット

リフト支援対象者

シーティング・移乗介護に関するアセスメント
　座位保持不能
　股関節の可動制限(屈曲制限)あり
　腰椎の屈曲制限あり
　→車椅子上で体幹を前傾させることが困難
　抱きつく等の協力動作なし
　褥瘡の既往なし
　比較的身体が大きく、高体重

生活状況(介護状況)

離床は1日１回　10:30～14:00くらい
　昼食
　入浴　2～3回／週
移乗は2人で抱え上げ(頭側＋足側)
※リフト試用中は体調不良のため離床しない日が多かった
基本的に入浴ケア・排泄ケアは同性介護
移乗は特に制限なし
T氏に関しては全て介護に同性介護の制限なし

リフト試用の結果

リフト使用スタッフ4名中3名が回答
(聞き取り時1名は体調不良により休職中)
　腰痛の有無…　経験あり　2名
　　なし　1名
　腰の負担は軽減したか…　少し軽減　2名
　　軽減しない　1名
　リフトの継続使用については…少し使いたい　2名
　　使わない　1名

リフト試用の結果

フリーコメント
・リフトの必要性を認識していない時期での導入だったので戸惑った。
・ユニット施設には向かないところもあるかと思った。
・対象者を見きわめないと、重いから、大変だから使うでは、あまり活用できなかった。
・(横方向への移動が)手動だが、少し不安定で怖かった。
・リフトの使用は決して悪くないが、居室の場所を取るのと見た感じがどうしても悪い。

考　察

結果として、積極的な導入を促すような支援とはならなかった。

では、何故？
スタッフに腰痛は無かったのか？
腰痛予防に関心が無かったのか？
介護に負担を感じていないのか？

考　察

日向囲の介護状況
1ユニットに5名のスタッフ（うち1名は新人）
実質4名で早番・遅番・夜勤をおこなっている
早番　7:00～16:00
遅番　13:00～22:00
夜勤　22:00～　7:00
起床介助　7:00頃から
就床介助　19:00頃から

スタッフ1人で移乗介護をおこなっている？

考　察

日向囲の介護状況
利用者8名中で、移乗介護が
自立・見守り・軽度介助以外
要介護5　3名
要介護4　1名
2人抱え上げ移乗　2名
1人抱え上げ移乗　1名
前方からの（抱え上げ）移乗　1名
→体重が軽く、負担を感じていない

協力ユニットにヘルプ要請

考　察

・情報伝達の不備・不足
◆今回の取り組みの目的が“現場”に伝わっていなかった
◆介護用リフトを使用する“意義”
→リフトは移乗介護をするもの
→では、移乗介護の目的は？
→離床回数・頻度を増やす？
◆介護用リフトにできることの説明
→リフトに「なんでも」を求めない

考　察

・施設特有の事情に即した支援計画の不備
「介護負担」をどう捉えているか
→利用者の生活における、「環境因子」としての支援スタッフ
介護方法をどのように決定しているか
→病院や家族からの情報提供・引き継ぎ？
卵が先か、鶏が先か
～介護方法が先か、支援環境が先か～

考　察

◆シーティングとの関係
→離床させることは何より重要である
→安楽な生活・活動を担保するための車椅子

◆あれかこれかの選択
→「それでもリフトを使う」
→トレードオフの関係をマネジメントする役割（人材）の必要性

平成24年度介護労働者の負担軽減に
関するリフト活用のための人材育成事業

せんだんの館での取り組み状況報告

特別養護老人ホーム
せんだんの館
佐藤　和仁　森　毅

対象者：S・Tさん（83才）　男性
要介護度：要介護5
障害名：多発性脳梗塞、左大腿部骨折、腰椎圧迫骨折
生活状況：ADLは、ほぼ全介助。
テレビで相撲観戦や他者との談話をして過ごしている。

：介護型車椅子使用、股関節屈曲制限、座位で重心が後方へあり、座位保持が困難。
移乗が本人にとって身体的負担となっている。

リフト活用の目的：　①移乗介助時の本人、職員の身体負担軽減のため。
②現在、使用している介護型車椅子は、姿勢の崩れがあるため、安定した座位を保ち、ご自身の好きな相撲観戦や他者との交流を図るため。

ユニットの状況・体制
利用者数　2ユニット20名（1ユニット10名）
職員数　　2ユニット　介護職員9名　パート職員1名　担当看護師1名

リフト使用状況
12月末に職員2名がリフト使用方法の伝達を受けた。
その後、職員自身がリフトを使用し、利用者役を体験しながら操作や手順の確認を行った。
1月10日から実際に使用を開始し、ベットから車椅子、車椅子からベットへの移乗の際に使用している。
（実際の使用期間は、20日間程度になっている。）

アンケート結果

Ⅰ-1腰痛経験の有無　　有（6名）、無（3名）
☞9名の介護職員中の介護福祉士の有資格者は　5名。
☞介護業務に就くまでは、腰痛の経験はなかった。

Ⅰ－2　リフト使用の有無　**無（9名）**
☞施設にリフトの設置自体がない。
☞リフトの選び方、使い方が分からない。
☞自分で介助した方が早いという感覚がある。

Ⅱ―1　施設でのリフト導入練習の意義

役だった（8名）
少し役だった（1名）

☞リフトの使い方を職員自身が試みることでイメージがつきやすかった。
☞使用できるか心配だったが、練習することで自信を持つことができた。

Ⅱ―2 施設でリフト利用対象者は適切だったか

適切（7名）
分からない（2名）

☞利用者本人、職員共に身体的な負担が軽減された。
☞利用者とのコミュニケーションが増えた。
☞日中、起きて談話やテレビを見て過ごす時間が増えた。

Ⅱ―3 リフト使用にすぐ慣れたか

すぐ慣れた（1名）
慣れた（3名）
慣れない（5名）

☞利用者をリフトに乗せることへの不安があった。
☞職員から職員への伝達が難しかった。
（指導職員の必要性を感じた。）
☞リフトの手順表を作成したことで、ゆっくりではあったが覚えるポイント理解ができた。

Ⅲ−1 リフト使用について問題があったか

問題なし（4名）
少し問題あり（4名）
問題あり（1名）

☞リフト使用の手順の多さが気になった。
☞リフト使用に慣れた職員は、スムーズに行えたので負担の減った印象が強かった。
☞職員個々での理解の差が生じてしまった。

Ⅲ−2 ティルト・リクライニング車椅子は使用しやすかったか

使いやすい（1名）
少し使いにくい（8名）

☞後ろに重心がかかる為、転倒するのではないかと不安になった。
☞色んな機能があり、理解までに時間がかかった。
☞利用者の身体状況に合わせセッティングしてもらっていたので姿勢が安定していた。

Ⅲ−3 リフトとティルト・リクライニング車椅子を合わせての使いやすさ

使いやすい（3名）
少し使いにくい（6名）

☞手順が多く、通常の移乗介助の方が早くできるように感じた。
☞リフト支柱の位置が介助する時に動きづらい。
☞リフトとティルト・リクライニング車椅子を合わせて使うことでそれぞれの機能が活かされた。

Ⅳ−1 リフトを利用して腰の負担が軽くなったか

軽減した（4名）
少し軽減（4名）
軽減しない（1名）

☞リフトを使用することで相手を抱えたり、引き上げることがなくなり、負担そのものがなくなった。

Ⅳ-2 リフトを継続して使いたいか

使用したい（2名）

少し使いたい（7名）

☞適切にリフト使用をすることで腰への負担が相当、軽減できる。（腰痛での欠勤が減る。）

☞リフトを使用したことで利用者の安全・安楽な移乗ができた。

☞利用者とのコミュニケーションが増えた。

リフト、ティルト・リクライニング車椅子導入の効果

・職員の腰痛軽減が図れた。

・体格差のある職員が感じる移乗時の不安が減った。

・利用者とのコミュニケーションが増えた。

・利用者から移乗が楽になったと感想が聞かれた。

・身体の筋緊張がほとんどない。

・利用者の身体状況に合わせた車椅子であったため、姿勢の崩れが減った。

・日中の利用者の余暇時間が増えた。

・移乗介助について改めて見直す機会となった。

リフト、ティルト・リクライニング車椅子使用で課題として残ったこと

・時間効率からするとリフト使用の方が手順が多く、通常の移乗の方が効率がよかった。

・シートのセッティング等の準備に時間を要した。

・リフト導入当初は、練習をしていても恐怖心があった。（2名介助から始めてもよかった。）

・全体的に確認すること、手順が多く、難しさを感じた。

考察・まとめ

・利用者、職員共に心身の負担が減ったことからの施設で当たり前に

・リフトを使用できるように整備をしていく必要性があると思った。

・反面、どんなものを選べばよいか、使い方を覚えるまでの負担がある

・ことから本事業の目的でもある指導職員の配置、簡単で使用しやすい

・リフトの開発も合わせて必要になるのではないか、また、リフトが高価なものであることから費用の課題、汎用性のあるリフトが必要ではないかと思いました。

特養におけるリフト導入の試み

社会福祉法人　こうほうえん
介護老人福祉施設　うきま幸朋苑
理学療法士　持吉　孝郎
日本シーティングコンサルタント協会　木之瀬　隆

はじめに

- 施設内の移乗動作において全介助を必要とする利用者は多く、介護職員の多大な負担となり腰痛を持つ職員が多くいます。
- この状況の改善にあたり、木之瀬先生の提案で介護労働者の負担軽減と実用性を認識してもらう目的でリフトをお借りして、職員の意識の変化と負担軽減が得られたので報告します。

施設紹介

- うきま幸朋苑
- 平成19年4月開設
- 全室個室　ユニット型
- 115名（12ユニット）
- 特養と一般・夜間保育の複合施設

施設所有の車椅子

- REVO　2台
- 松永　MH-CR3D　3台
- 松永　MH-4　3台
- 松永　OS-11TRSP　5台
- 松永　OS-12TR　1台
- MIKI GF　1台
- MIKI TRｼﾘｰｽﾞ 1台
- ｱｸﾄﾓｱ みちる 2台
- ｶﾅﾔﾏﾏｼﾅﾘｰ emigo 1台
- ﾀｶﾗ ﾆｭｰｽｳｪﾝｸﾞ 1台
- ﾀｶﾗ ﾆｭｰｷｬﾘｰ 1台
- ｶﾜﾑﾗ KZｼﾘｰｽﾞ 2台

ケース①昨年の車椅子姿勢

ケース①現在の車椅子姿勢

ケース②入居時の車椅子姿勢

ケース②現在の車椅子姿勢

ケース②食事姿勢

職員へのアンケート調査（50名）

- リフト使用経験の有無
- 腰痛の有無
- 大変だと思う生活介助
- 2人介助で移乗している人数
- 2人介助で排泄・入浴介助を行なう人数
- 移乗用リフトを使ってみたいか
- 移乗用リフトに対する印象

移乗用リフト使用経験の有無

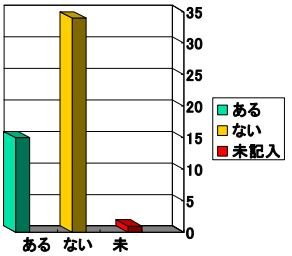

- ある （15名）
- ない （34名）
- 未記入（1名）

腰痛の有無

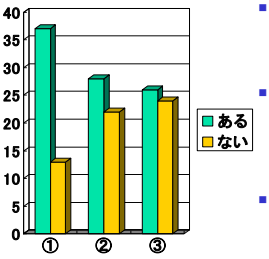

- ①以前に腰痛を起こした事は？
  ある（37名）ない（13名）
- ②移乗介助で腰痛を起こした事は？
  ある（28名）ない（22名）
- ③現在も腰痛がある？
  ある（26名）ない（24名）

大変だと感じている介助

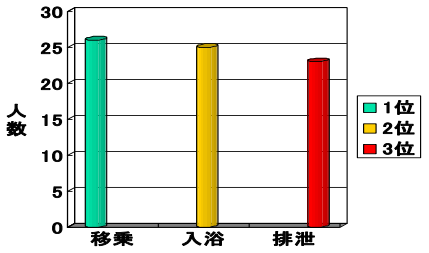

２人介助を要する人数

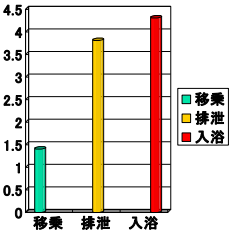

- ベッド⇔車椅子間（平均1.4人）
- 排泄介助（平均3.8人）
- 入浴介助（平均4.3人）

移乗用リフトに対する印象

- 時間がかかる（多数）
- 安全・安楽の面で不安がある
- 操作が難しそう
- 違う方法があるのでは
- 利用者が怖いのではないか
- 人手の方が早い印象
- 必要ないと思う
- 面倒そう
- まずは試してみたい
- 腰痛が悪化しなくてよさそう
- 1人で出来るので、負担が減りそう
- 慣れれば楽そう
- 体重の重い方の移乗が楽にできる
- 使い方をマスターできれば介助の幅が広がりそう

対象者紹介

S様　男性　要介護度：5
年齢：89歳
H21年03月09日入居
身長：148㎝　体重：48.5kg
BMI：22.1
既往歴：
ｱﾙﾂﾊｲﾏｰ型認知症
Hoffer分類：Ⅲ

リフト使用前の移乗方法

Liko FreeStand

リフト移乗練習の流れ

リフト使用後の移乗の変化

- 2人介助で人を待つ事がなくなった
- 利用者の座らせきりがなくなった
- 職員1人で効率良く動くことができた
- 離床頻度が増えた
- 利用者・介助者の負担が減った
- 今後も是非使いたいという声が職員からあがるようになった
- 他の福祉機器も使用してみたい

リフト導入後の生活の変化

リフト導入前

- 8:00~ 起床
- ~9:30 朝食
- ~12:00 車椅子座りきり
- ~13:30 昼食
- ~15:00 車椅子座りきり
- ~15:30 おやつ
- ~18:00 車椅子座りきり
- ~19:00 夕食
- ~20:00 入床

リフト導入後

- 8:00~ 起床
- ~9:30 朝食
- ~12:00 臥床/車椅子リク
- ~13:30 昼食
- ~15:00 臥床
- ~15:30 おやつ
- ~18:00 臥床/車椅子リク
- ~19:00 夕食
- ~20:00 入床

今後の課題(福祉用具の充実)

- 移乗用リフトの導入
- 共有トイレのリフト設置
- 移乗関連用具の導入
- 車椅子の充実

おわりに

- 今回の取り組みが実を結び来年度より施設方針として福祉機器の更なる導入許可をもらいリフト導入が可能となりました。

ご清聴ありがとうございました

リフト支援とティルト・リクライニング車椅子

・被災地のリフト支援（全国も含む）
・被災地のティルト・リクライニング車椅子支援

NPO日本シーティング・コンサルタント協会
理事長　木之瀬　隆

腰痛予防のリフト導入助成

- 介護労働環境向上奨励金
- 作業負担軽減や腰痛対策のため、事業者が移動リフト等の導入・運用計画を提出することを義務付けている
- 職場研修や想定される使用状況などの導入・運用計画の提出
- たとえば、50万円のリフトであれば、25万円、上限は　300万円の助成
- 介護保険関連施設、デイサービス、グループホーム等

介護労働者の負担軽減のためのリフト活用人材育成事業

- 特別養護老人ホームおしか清心苑　宮城県石巻市鮎川（牡鹿半島先端）
- 職員もほとんど被災し定員以上の利用者が入所
- 要介護度4−5レベルは1週間1回程度の離床
- 当協会へ公益財団法人社会福祉振興・試験センターからの人材育成事業費を受け、福祉用具の被災地支援としてリフトとモジュラー車いすの貸し出し
- 全国で9か所（内、宮城県被災地周辺で4か所）

シーティング：Seating

- シーティング：座位保持
- シーティング技術：
- 　発達障害児・者や障害者、高齢者が　椅子・車いす、又は座位保持装置を適切に活用し自立的生活を築くための支援や、介護者の負担を軽減する技術

シーティングの目的

- （臥床した状態　→　座る姿勢へ）
- Ⅰ身体に対する効果
- ①心肺機能の改善
- ②消化、排泄機能の改善
- ③傍脊柱筋の筋力維持・強化と姿勢制御
- ④二次的障害の予防（変形、拘縮、褥瘡）
- ⑤目と手の協調性、上肢機能の改善

5

Ⅱ　ADLに対する効果

⑥食事、摂食・嚥下の改善
⑦コミュニケーションの拡大
⑧介護が容易化
⑨作業活動の拡大
⑩社会参加、学校、就労

6

車いすの選定・適合方法

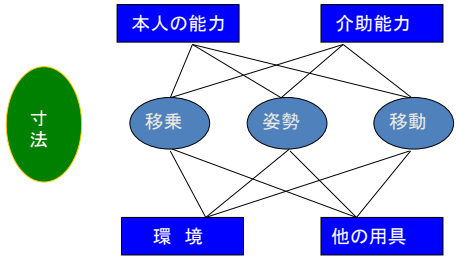

ティルト・リクライニング機能付モジュラー車いす

ノルウェー・アルリハブ社より宮城介護研修センターへ
被災地支援としてコンフォート型車椅子10台寄贈

座位が取れないレベル

斜め座り

・普通型車いすでは座れないレベル

・スリングシートのリクライニング車いすはよりすべり座りを助長する

・・ティルト、リクライニング機能付き車いす

移乗方法の分類

①立位移乗　ボディメカクニスによる移乗
②立位移乗　介助、全介助
③座位移乗　自立、介助、トランスファーボー
④持ち上げ移乗
　半介助------ クイックイレザーなど
　全介助------ リフト

＊座位の取れないレベルはリフトとティルト・リクライニング車椅子

被災地支援
シーティングのマット評価

リフトからコンフォート車椅子へ

石巻市　おしか清心苑

リフトからコンフォート型車椅子へ

立位移乗の限界を考える

移乗方法　持ち上げ移乗

臥位評価とリフト移乗

ベッドから車椅子へ

移乗の考え方

- 特に高齢者の場合「寝かせきり」状態は移乗されないために離床できないことであり、移乗方法が確立すると座位保持の対応が可能になる.
- 「寝たきり」→「寝かせきり」と表現する.
- 一日に複数回リフトによる移乗が可能であれば褥瘡予防になる.

厚生労働省安全基準での重量取扱い

- 日本では、重量取扱い作業の場合、人力のみにより取り扱う対象物の許容重量は「満18歳以上の男子労働者で55キロ以下」とし、一般に女性の持ち上げ能力は男性の60%と指導している。
- 『厚生労働省安全基準局通達:職場における腰痛予防対策の推進について、
  第547号、平成6年9月6日』より

本人の負担

- **危険性・・・・骨折;転倒、圧迫、脱臼**
  褥瘡
  - **不快感・・疼痛**
    恐怖心
    筋緊張亢進
    その他心身の苦痛
    (移乗に訓練的意味をもたせている場合など)

福祉用具の活用

- **シーティング・コンサルタントが車いすの選定・適合とあわせてリフターのニーズ、アセスメントを行う.**

・福祉用具は生活道具で自立的生活支援の武器.

- **「*すべて力任せ*」で頑張ることが良い介助ではなく、上手に福祉用具を活用することが重要。**
- **「*自分しかできない方法*」ではなく、誰もができる移乗方法を用具を使い技術とする.**

・リフトリーダーの養成

宮城県被災地支援とリフト支援

・被災地の復興支援としてのインフラ整備は進むが、被災地近辺の高齢者施設などは何も変わらない.

・高齢者施設では、職員不足による利用者の「寝かせきり度」はより進む傾向にある.

・被災地を含めたICF(国際生活機能分類)に基づいたリハビリテーション、ケアプランによる支援が必要である.

４．事業のまとめ

4-1.アンケートまとめと考察

アンケート結果より、腰痛経験者数については約 70%と一般施設の腰痛経験者より多い結果となった。被災地と被災地以外での差は特になく、高齢者施設での移乗などによる負担の大きいことが示された。

設置式リフト導入は今回の対象施設では初めてであり、実際の利用者に導入する前に 10 日から 30 日近くのリフト使用練習期間を取ったことで初めてリフトを使用する施設でも利用者への導入がスムーズであったと考えられた。また、その経験を生かし介護職員がリフトを使用するのに適する利用者候補を挙げることでリフト活用の意識が高まったと言える。しかし、リフト利用者の選定・適合に関わった段階では、施設の最重度の利用者を挙げた施設もあり、またリフトを使用しない移乗方法で褥瘡予防、骨折予防、集尿袋などの移動も含めリフトを初めて導入するには無理なケースもあった。リフト導入には、理学療法士・作業療法士などでリフト利用経験のあるものが介入する必要性を強く実感した。

リフト導入後、使用方法にすぐに慣れた介護職員が 66%程度あり、リフト導入練習の効果があったことが示された。しかし、リフトの使用方法になれないと回答の多かった施設は、すぐに慣れた施設と比較してリフト練習への参加者が少ないことや中間評価時訪問でリフトの吊り具の敷き込み方法が誤っていたという施設もあった。在宅支援のリフト活用では、介助者が決まっていることが多く今回のような敷き込み方法の誤りなどは少なかった。よって施設支援の在り方として介護職員が同じレベルでリフトを取り扱えるようにすることが課題である。

今後のリフト使用については、「腰の負担軽減と少し軽減した」と合わせると 85%となり、リフトを介護現場で使用することで介護負担軽減になることが分かった。また、リフトの継続的な使用については、「継続使用と少し使用したい」を合わせると 95%になり、今回の人材育成事業の成果の一つと考えられる。しかしながら、今後使用しないと答えた 3 名（5%）はリフト支援事業の始めからの練習や吊り具の敷き込などの学習が十分でなかった施設の職員であり「リフト導入の流れ」について再度、検討する必要が確認された。

4-2.リフト活用報告まとめと考察

７施設から回答があり、リフト支援の窓口として役割を担った担当職種では、ケアワーカー2 名、介護支援専門員１名、機能訓練指導員１名であった。

１．リフト使用後のケアワーカーの変化

リフト使用後の変化として腰痛の訴えなどが軽減した施設が 6 ヶ所あった。また、精神的な変化として、回答のあった施設ではリフトに対する意識が変わったことが大きいとしている。また、排泄・入浴などへのリフト導入の検討もされた施設があった。

リフト使用前後の移乗時間の変化では、吊り具の敷き込になれることで移乗時間の短縮することが可能という意見が３ヶ所あったが、リフトに不慣れなために移乗に要する時間が増えたという施設もあり、時間的なことについてどのように対応するかが課題である。

２．リフトとティルト・リクライニング車椅子の組み合わせについて

今回の支援の柱の一つでもあったリフトとティルト・リクライニング車椅子を一緒に使用することについては６ヶ所の施設が使いやすかったと回答した。リフトの対象者は座位能力分類では座位のとれないレベルであり、介護用リクライニング車椅子ではシーティングの支援が難しいレベルであり、ティルト・リクライニング車椅子を使用することで移乗と安定した座位保持が可能になる。しかしながら、ティルト・リクライニング車椅子は高齢者施設ではまだ、一般的とは言えずシーティングに対応できる車椅子の導入もリフト支援と合わせて行われる必要がある。

３．ケアワーカー向けアンケート結果と今後

今回のリフト導入担当者の意見としてリフトを今後も継続使用したいとしたのは回答７施設の内５施設であり、使わないと回答した施設も１ヶ所あった。ユニット施設でリフト使用のケアワーカーが十分にリフトを使いこなした施設はリフト導入により移乗介助負担が軽減したと述べている。しかし、リフトを十分に使いこなせなかったケアワーカーはリフト導入については意見が分かれるところとなった。

リフト支援事業で、ある程度リフトを使いこなした施設においても、今までの通常業務にリフトを導入する際は、施設全体の取り組みとして施設管理者のリフトへの理解とケアワーカー両面からの導入プログラムが必要であることがわかった。

４．今後のリフト支援の方向

被災地支援としてリフト導入を行った施設が４ヶ所であったが、リフト支援依頼のために訪問した施設は８ヶ所であった。受け入れの難しかった施設は、復興における施設としての取り組みの中でリフト支援に関わる時間をとることができないとした施設、また、リフトに関心の低い施設などがあり、リフトの導入については今後の取り組みや公的機関での継続的な教育活動を行うことで介護労働者の負担軽減のリフト活用が進む可能性が考えられる。被災地では一般のインフラ整備は進んでいるがその地域にある特別養護老人ホームでは、働く職員が少ない、利用者への介護負担は大きい、職員の腰痛など、問題は山積みであり今後の支援も継続する必要がある。

被災地以外の施設４ヶ所ではNPO日本シーティング・コンサルタント協会の会員でシーティング技術を習熟している理学療法士・作業療法士が所属しており、アンケート全体やリフト事業報告からみても取り組みがスムーズであったことが挙げられる。今回、リフト支援後に「奨励金」を使ったリフト導入を検討している施設もあり、さらに今後のフォローアップが必要である。移乗支援はリフト単体の導入たけでなく、車椅子や生活場面、入浴などを含めた個別のケアプランに反映できる体制作りと人材育成が課題となる。

５．事業支援者感想

宮城県介護研修センター
大場　薫

この度は、リフト活用のための人材育成事業において被災地である宮城県内の施設を対象にしていただきありがとうございました。

これまで、当センターでは在宅支援を中心に福祉用具の導入支援やその環境整備に関わってきましたが、特別養護老人ホーム等の施設サービスにおける福祉用具活用の支援は、十分ではありませんでした。今回事業に関わらせていただき、現場での業務調整、スタッフへの引き継ぎなど施設特有の難しさや移乗先である車いすシーティングを含めた総合的な技術支援が必要であることを知り、今回の成果のみならず今後の介入方法を知ることにもなりました。車いすについては、ノルウェー王国アルリハブ社が被災地施設の現状を聞き、コンフォート型車いすネッティーを、被災地施設に 10 台寄贈していただきました。ＣＥＯのガウゼル氏、作業療法士のカトー氏の両氏が直接施設を来訪され、利用者の適合調整までしていただきました。一朝一夕で人材育成ができるわけではありませんが、これをきっかけにして地元の支援機関と協力して継続的に対応していきたいと考えています。

県内の被災地域である沿岸部では施設の建物被害だけではなく、そこで働く職員の被災により転居・転職等を余儀なくされています。それにより建物被害が軽微でも人材不足が著しい状況で職員の身体的負担や腰痛の問題が課題となっておりました。施設における復旧というと直接業務支援や物品支援がイメージされますが、長期的な復興を見据えると、職員が誇りを持って仕事が行えるような知識・技術等の人材育成支援が急務であると常々感じておりました。まさに本事業はリフトを使った移乗技術を中心に、自立支援を促進するソフトサービスであり、ケア現場の復興に非常に有意義なものとなりました。

ご支援いただいた関係者の皆様、ともに取り組んでいただいた皆様に深く感謝いたします。

宮城県東部保健福祉事務所
武田　輝也

平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災から 2 年が経過しました。震災直後は石巻市の牡鹿半島は、道路の流失でアクセス困難になったり、電気・通信・水道等のインフラは長期にわたって使用できず、住民は孤立した中から生き延びた状況にありました。

半島のほぼ先端に位置するおしか清心苑は、致命的な建物の損壊はなかったものの、電気や水道がない中、職員の方は自らが被災する通勤が困難な状況の中で、数ヶ月にわたって過酷な業務に従事され、入所者や地域の方を守り抜きました。

おしか清心苑は、震災の前から職員の腰痛対策と介護技術の研鑽について取り組みを行っており、震災がなければ平成 23 年 3 月中にも 2 回の職員研修を実施する予定として

いたところでした。
石巻市牡鹿での本事業は平成 24 年の 8 月から開始されました。はじめは震災から 1 年と少しの状況で新たな取組みを行う事は、施設職員の皆様や利用者に負担をかけることにならないか、一抹の不安があるところでした。施設長に事業について紹介をした際に、施設長からは職員の資質向上のために取組みを再開しようと考えていたところで、逆に連絡をしようとしていたところだとお話をうかがいました。そんな 2 年越しのやりとりもあり、おしか清心苑での活動が始まることとなりました。
担当としておしか清心苑での今回の取組みは、特に二つの効果を感じています。
ひとつは、リフトや車いすという福祉用具の導入と職員の使用する技術の研鑽が同時に行われ、現場の職員や利用者の負担軽減につながったこと。
ふたつは、１ユニットと限定されての取組みでしたが、継続的な対応としては施設をあげて取り組んでいくことになり、組織全体の取組みのきっかけづくりができたことです。
おしか清心苑の取組み状況は、これから全国の介護の現場へ適切な福祉用具を活用し、普及していくためにも貴重な事例となるものではないかと思います。
震災からの復旧・復興というと、橋や道路等新たなハード整備、建物やインフラが新たに作られていく華やかな復興が想像しやすいと思いますが、一方で今回の人材育成事業での取り組みは、被災地で震災ならではの問題も抱える高齢者施設において、高齢者のくらしや施設でのケアを充実する地に足のついた復興支援であったと思います。
ご支援いただいた関係者の皆様に感謝致します。

気仙沼保健福祉事務所
廣島　志保

私の所属する気仙沼保健福祉事務所では施設支援事業の一環として本事業を活用させていただき、事業へ参加させていただきました。管内でも一番新しい施設でもある特別養護老人ホーム「いこいの海・あらと」で機能訓練指導員の方を担当として事業を実施しました。
施設では移乗用リフトを使用したことがないスタッフがほとんどでしたので体験してもらい不安感がないこと、手順さえ覚えれば装着に時間を要さず使用できること、座位姿勢や座位での活動に目を向けていただくきっかけとなったことは成果と捉えています。また，管内研修会や県内実施施設報告会で，担当職員の方から本事業の取り組みについて発表いただく機会があり，事業について一緒にまとめ発信する経験を共有することができました。
支援者として事業に携わって反省点も多々ありました。使用から 1 ヶ月半ほど経過したときに，スリングの装着方法にばらつきが生じ、手順の意図が伝わっていないことが分かりました。導入時に手順や注意点をしっかりと伝え、定着するまで密なフォローを行う必要がありました。また事業終了後の機器の導入は現実的には高いハードルであり、それだけを事業目的として関わると数ヶ月の施設支援が有効に活用できないと感じました。施設支援計画や日中の過ごし方に関すること、アセスメント方法、リフト以外の移

乗方法の習得など、機器導入が難しい場合にも施設側に残る何かを一緒に取り組んでいく必要がありました。またユニットケアの中で活用してもらうためにはケアの体制、施設支援計画と連動していくことが必須と感じました。

福祉の現場ではまだ頑張って行う介助や機器を使って体を守るより時間的効率が重視される傾向があります。今ある人材を有効にそして長期的に活用するためには、移乗機器や体に適合した福祉用具の活用は重要だと感じています。施設だけでなく在宅でもケアの一つの形としてリフト機器等が導入、活用されるように取り組んでいきたいと考えています。

最後に今回の震災で被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。また今回の事業に携われたことは貴重な経験となりました。御支援いただいた協会の皆様、事業をお受けいただいた施設と職員の皆様に深謝申し上げます。

文献

１．木之瀬隆、他：介護労働者の身体的負担軽減のためのリフター等の活用調査：平成22年度社会福祉振興関係調査研究委託に関わる調査事業研究費調査報告書,2011.3

２.木之瀬隆 編著:基礎から学ぶ介護シリーズ これであなたも車いす介助のプロに！ , 中央法規出版, 2008, 1

３．廣漸秀行、木之瀬降：高齢者のシーティング, 三輪書店

４．日本褥瘡学会編：褥瘡対策の指針 2002. 8

５．厚生労働省身体拘束ゼロ作戦推進会議編：身体拘束ゼロへの手引き、身体拘束をなくすための「車いす」や「いす」30-36. 2001.3

６・木之瀬隆：高齢者の車いす・モジュラー車いすの選定適合方法、日本義肢装具学会誌、26-3、179-186. 2010.7

７．ＮＰＯ日本シーティング・コンサルタント協会ホームページ
：http://seating-consultants.org/

資料１.

リフト活用・シーティングのアセスメント票

施設名：

利用開始：2012 年　　月　　日～

利用者氏名：　　様　　性別　女　　年齢：　　才

要介護度：　　痴呆の有・無（

障害名：　　発病年　　年　　月　　合併症

リフト担当者：

１．現在の座位の状態（写真 or 図示も含む）二枚目に添付　　現在の車いす：個人用・施設用

アセスメントの目的：車いすの選択・適合、他　　車いすのタイプ：普通型、介護型、リク型

２．車いす座位能力分類　Ⅰ：問題なし、Ⅱ：問題あり、Ⅲ：座れない

（

Hoffer 座位能力分類：手の支持なしで座位可能、手の支持で座位可能、座位不能

３．車いす座位の問題点

・骨盤後傾（すべり座り）　・脊椎の側彎　・股関節の内転・外転　・骨盤の左・右の傾き

・骨盤の回転、片寄り　・脊椎の前彎　・前傾（骨盤）

４．変形・拘縮の有・無（部位：　　・褥瘡の有・無（部位：

５．今回のリフト活用の目的・シーティング・ゴール

①介助者の腰痛予防　②移乗の安全性　③離床時間の確保　④離床回数の拡大　⑤自立支援のサポート　⑥安定座位　⑦外観の向上　⑧機能の向上　⑨除圧　⑩可動域の制限への対応

⑪車いす（手動、電動、操作スイッチ）　⑫費用（介護保険、身障手帳、自費、他　　）

6. 車いすシーティングのチェックアウト　身長：　　cm　体重：　　Kg　座高：　　cm

①身体寸法計測

ａ.座位　臀幅：

ｂ.座　底　長：

ｃ.座位下腿長：

ｄ.座位腋窩高：

ｅ.座位肘頭高：

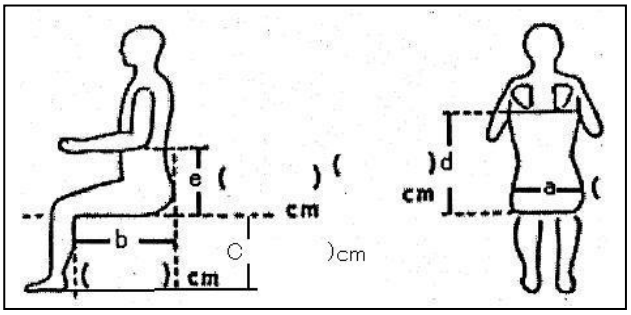

７．リフトの選定・適合

①　今までのトランスファー方法　全介助　名　　半介助　　ほかの用具：

②　今回利用したリフト：リコリフト　据え置き式タイプ

③スリングシートの選定

・シート型（メッシュ、布製　）、　脚分離タイプ（メッシュ、布製　）、その他

③　使用した車椅子

・ネッティ４U、ネッティⅢ、みちるくん、オアシス、その他：

④クッションの選択目的

・姿勢保持　　・減圧　　・褥瘡対応　　試用したクッション：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

８．座位評価（写真・スケッチ（正面・側方）　コメント：

試用した車いす：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

適合前（前額面、矢状面）　　適合後（前額面、矢状面）

資料２

ご担当各位

リフト担当者のアンケートにご協力お願いいたします。

ご本人　　【　　男性・女性　　歳】

当てはまる項目の（　）内〇をつけてお答えください。アンケートにお答えいただいても個人がわからないように数字化して処理させて頂きます。アンケートの集計は施設様へまとめたものを報告させて頂きます。最後にコメントのご記入もお願い致します。

Ⅰ．リフト使用開始前について

１．腰痛経験の有無について　　（有り・無し）

２．リフト支援以前に利用者にリフトを使った経験がありますか。　（有り・無し）

Ⅱ．リフト導入練習・使用開始について

１．職員間でのリフト導入練習は、実際のリフト使用に役立ちましたか

（役立った・少し役立った・役立たない）

２．リフト利用者様の選定・利用開始について

施設でリフト利用者の候補を挙げて頂きましたが対象者は適切でしたか。

（適切・わからない・不適切）

３．リフト利用開始について導入後にすぐ慣れましたか。

（すぐ慣れた・慣れた・慣れない）

Ⅲ．リフト利用経過について（1 か月程度使用後）

１．リフト利用開始後の１か月間程度でリフト使用には問題はありませんでしたか。

（問題なし・少し問題あり・問題あり）

２．ティルト・リクライニング車椅子は使いやすかったですか。

（使いやすい・少し使いにくい・使いにくい）

３．リフトとティルト・リクライニング車椅子は合わせて使いやすいですか。

（使いやすい・少し使いにくい・使いにくい）

Ⅳ．リフトを今後施設で使用するにあたってお聞きします。

１．リフトを利用して腰の負担は軽くなりましたか。

（軽減した・少し軽減・軽減しない）

２．リフトを今後も継続して使いたいですか。（使いたい・少し使いたい・使わない）

Ⅴ．コメント・自由意見や質問をお書きください。（紙面は裏も使用可）

以上、ご協力ありがとうございました。

資料３

リフト活用報告

施設名：

利用開始：2012 年　　月　　日～　　月　日　終了

記入者名：　　職種：

Ⅰ．リフト使用前後のリフト担当ケアワーカーの様子をお聞かせください。

１．リフト使用後のケアワーカーの変化

身体的変化（

精神的変化（

２．リフト使用前後の移乗時間の変化についてお気づきの点を挙げてください。

３．リフトとティルト・リクライニング車椅子の組み合わせについて

組み合わせて（使いやすい・少し使いにくい・使いにくい）

Ⅱ．ケアワーカー向けアンケート結果について

３．　ケアワーカーのリフト導入の受け入れについて

リフトの受け入れは（良い・ふつう・悪い）

コメント：

４．　リフトを今後も継続して使いたいですか。

（使いたい・少し使いたい・使わない）

Ⅲ．今回のリフト支援事業は施設にとっていかがだったでしょうか。今後の支援事業の参考にさせて頂きますので、コメント・自由意見や質問をお書きください。

以上、ご協力ありがとうございました。

介護労働者の雇用管理改善を図る事業主の方へ

介護労働者設備等導入奨励金

（旧・介護労働者設備等整備モデル奨励金）

奨励金の概要

介護サービスの提供事業主が、介護労働者の身体的負担を軽減するために、新たに介護福祉機器を導入し、適切な運用を行うことにより、労働環境の改善がみられた場合に、**介護福祉機器の導入費用の１／２（上限300万円）**を 支給します。奨励金を受けるには、あらかじめ「導入・運用計画」を作成し、都道府県労働局の認定を受けることが必要です。

支給までの流れ

① **導入・運用計画**の作成・提出
提出期間内に本社の所在地を管轄する都道府県労働局（※）へ提出

※ハローワークに提出できる場合もありますので、管轄の都道府県労働局へお問い合わせください。

② 認定を受けた導入・運用計画に基づく**介護福祉機器の導入・運用**

③ **介護福祉機器の導入効果の把握**
（**一定の導入効果がなければ奨励金は支給されません**）

④ **計画期間終了後１ヵ月以内**に奨励金の支給申請
本社の所在地を管轄する都道府県労働局（※）へ提出

※ハローワークに提出できる場合もありますので、管轄の都道府県労働局へお問い合わせください。

⑤ 奨励金の支給（**導入費用の１/２【上限300万円】**）

奨励金の支給対象となる事業主の要件

◎以下の全てに該当する事業主であることが必要です。

- 介護サービス（※１）の提供を業として行う事業主であること（他業種との兼業も可）
- 雇用保険の適用事業主（企業単位）であること
- 「介護労働者雇用管理責任者（※２）」を選任し、事業所内に周知を図っていること
- 賃金台帳、労働者名簿、出勤簿などの法定帳簿類を備え、都道府県労働局の要請により提出できること
- 都道府県労働局が行う審査や必要に応じ実施する現地確認に協力すること
- 導入・運用計画の提出日の６ヵ月前から、事業主都合で労働者を解雇（勧奨等退職を含む）していないこと
- 労働保険料を滞納したことがないこと
- 過去３年以内に助成金の不正受給を行っていないこと
- 過去に介護労働者設備等導入奨励金（旧：介護労働者設備等整備モデル奨励金を含む）の支給を受けた場合は、その累計額が300万円未満で、前回の支給決定日を過ぎていること。その累計額が300万円以上の場合は、最後の支給決定日の翌日から３年経過していること
- 本奨励金と同一の理由により、他の助成金を受給していないこと
- 過去に労働関係法令に違反したことがある場合は、送検処分を受けていないこと。また、行政機関の是正指導を受けて改善していること

※１　奨励金の対象となる介護サービス

都道府県が指定・監督

【介護給付サービス】
- 訪問介護
- 訪問入浴介護
- 老人訪問介護
- 訪問リハビリテーション
- 居宅療養管理指導
- 通所介護
- 通所リハビリテーション
- 短期入所生活介護
- 短期入所療養介護
- 特定施設入居者生活介護
- 介護福祉施設サービス
- 介護保健施設サービス
- 居宅介護支援

【予防給付サービス】
- 介護予防訪問介護
- 介護予防訪問入浴介護
- 介護予防老人訪問介護
- 介護予防訪問ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ
- 介護予防居宅療養管理指導
- 介護予防通所介護
- 介護予防通所ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ
- 介護予防短期入所生活介護
- 介護予防短期入所療養介護
- 介護予防特定施設入居者生活介護

市町村が指定・監督

【介護給付サービス】
- 夜間対応型訪問介護
- 認知症対応型通所介護
- 小規模多機能型居宅介護
- 認知症対応型共同生活介護
- 地域密着型特定施設入居者生活介護
- 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

【予防給付サービス】
- 介護予防認知症対応型通所介護
- 介護予防小規模多機能型居宅介護
- 介護予防認知症対応型共同生活介護
- 介護予防支援

その他サービス

- 障害福祉サービス
- 地域活動支援センターで行われる入浴、排せつ、食事等の介護および機能訓練
- 知的障害児施設で行われる入浴、排せつ、食事等の介護
- 知的障害児通園施設で行われる入浴、排せつ、食事等の介護
- 盲ろうあ児施設で行われる入浴、排せつ、食事等の介護
- 肢体不自由児施設で行われる入浴、排せつ、食事等の介護
- 重症心身障害児施設で行われる入浴、排せつ、食事等の介護
- 身体上または精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者の居宅で行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活の世話
- その他、厚生労働大臣が定める福祉サービスまたは保健医療サービス

●身体障害者更生援護施設（平成18年10月１日改正前の身体障害者更生施設、身体障害者療養施設、身体障害者授産施設に限る）、知的障害者援護施設（平成18年10月１日改正前の知的障害者更生施設、知的障害者授産施設に限る）については「平成18年厚生労働省令第169号第25条」により、平成23年度末までの経過措置が終了するまでは適用されることが定められています。

※2　介護労働者雇用管理責任者とは

「介護労働者の雇用管理の改善への取り組み」「介護労働者からの相談への対応」「その他介護労働者の雇用管理の改善等に関する事項の管理業務」を担当する方です。これらの取り組みにより、介護労働者にとって魅力ある職場づくりのお手伝いをする役割を担います。事業所ごとに「介護労働者雇用管理責任者」を選任し、氏名を掲示するなど、従業員に周知・活用してください。

申請から支給までの手続き

①　導入・運用計画を作成し、労働局に提出してください。

★様式１号･１号別紙に沿って、導入・運用計画を作成してください。

●計画期間　**３カ月～１年**　※計画開始日は、最初に介護福祉機器を導入する月の初日になります

●計画の提出期間　計画開始日からさかのぼって、**６カ月前～１カ月前**

●計画の概要　導入・運用計画には、以下の項目を盛り込む必要があります。

- 導入する介護福祉機器
- 導入機器の使用を徹底するための研修に関する事項
- 導入機器の使用方法等を職場内に伝えるためのシステムの構築に関する事項
- 介護技術に関する身体的負担軽減を図るための研修に関する事項
- 導入機器のメンテナンス方法など
- 導入効果の把握方法など

●対象となる介護福祉機器

介護労働者が使用することにより、直接的に身体的負担の軽減を図ることができ、労働環境の改善が見込まれるもので、
１品10万円以上であること

1. **移動用リフト**
   ※立位補助機（スタンディングマシーン）を含む
   ※移動用リフトと同時に購入したスリングシートを含む
2. **自動車用車いすリフト**
   ※福祉車両の場合は、本体を除いたリフト部分のみ
3. **ベッド**
   ※傾斜角度、高さが調節できるもの。マットレスは除く
4. **座面昇降機能付車いす**
5. **特殊浴槽**
   ※リフトと共に稼働するもの、側面が開閉可能なもの
   同時に購入した入浴用担架や入浴用車いすを含む
6. **ストレッチャー**
7. **シャワーキャリー**
8. **昇降装置**　※人の移動に使用するものに限る
9. **車いす体重計**

◆ただし、次に該当する場合は対象外です。

- ○ 要介護者が購入・賃借する機器
- ○ 事業主が私的目的で購入した機器
- ○ 事業主以外の名義の機器
- ○ 現物出資された機器
- ○ 商品として販売・賃貸する目的で購入した機器
- ○ 原材料
- ○ 取得後、解約・第三者に譲渡した機器
- ○ 支払事実が明確でない機器
- ○ 国外で導入された機器
- ○ 資本的・経済的関連性がある事業主間の取引による機器
- ○ 配偶者間、１親等間、法人とその代表者・代表者の配偶者間、代表の１親等の親族間、法人とその取締役間、同一代表者の法人間の取引による機器
- ○ 同じ機器で他の助成金をすでに受給した場合
- ○ １年以上にわたり反復して更新することが見込まれない契約により賃借した機器

機器導入前にアンケートを実施

★導入効果の把握のために必要です！

介護福祉機器の導入前に、**介護労働者の身体的負担**などについてアンケート調査を**必ず**実施していただきます。このアンケート調査の結果は、計画期間終了後、**この奨励金の支給要件の一つとなっている「導入効果」を把握するために必要となるものです。**

また、支給申請時に提出していただく「介護福祉機器導入効果報告書」には、導入効果を把握するためのアンケートを実施したことの確認や機器の導入・運用に関する評価を記入する欄があり、これを記入する**「労働者の過半数を代表する者」を計画開始日までに選任してください**（選任届・委任状の様式例あり）。

●支給対象となる費用

★以下の合計（税込）の１/２の額（上限300万円）

介護福祉機器の導入費用	保守契約費（保守契約を締結した場合）	機器の導入・設置に直接必要な工事費
機器の使用を徹底させるための研修費	介護技術に関する身体的負担軽減を図るための研修費 （一定の資格を有する者（※）を講師とする場合、講師への謝金も対象となる。） ※医師、介護福祉士、保健師、看護師、理学療法士、作業療法士、機能訓練指導員、「あん摩マッサージ指圧師、准看護師、柔道整復師であって運動療法機能講習会を修了した者」	

○ 介護福祉機器を賃借する場合は、計画期間内に支払った費用のみ
○ 介護福祉機器を購入し、分割で支払う場合（金融機関などから借り入れた購入費用を分割返済する場合を含む）は、計画期間に支払いが完了した分のみ（利子を含む）
○ 保守契約に関して、計画期間を超えて締結する場合は、計画期間内に相当する額（月割・年割などで計算）

●提出書類

以下の書類を本社の所在地を管轄する労働局に提出してください。
※ハローワークに提出できる場合もありますので、労働局にお問い合わせください。

- □ １．「導入・運用計画（変更）書」（様式第１号・１号別紙）
- □ ２．「介護福祉機器設置・整備申告書」（様式第２号）
- □ ３．介護関係業務を行っている事業主であることを確認するための書類（介護保険指定通知書、登記事項証明書など）
- □ ４．「介護労働者雇用管理責任者」の選任・周知している書面（様式例あり）
- □ ５．介護福祉機器のカタログ、価格表、見積書
- □ ６．導入効果の把握に関する書類（介護労働者へのアンケートの様式など）
- □ ７．その他管轄労働局長が必要と認める書類

労働局が導入・運用計画を審査します

都道府県労働局では、次のような認定基準に照らして審査します。

○ 介護福祉機器の導入、適切な運用により労働環境を改善し、それが介護労働者の雇用管理の改善につながる計画内容であること。またその計画の実施により、介護労働者の身体的負担軽減などに一定の効果が見込まれること
○ 計画内容が明確・具体的であり、実効性が高いと判断されること
○ 導入機器が事業所の実情に即し、労働環境の改善に必要なものと認められること
○ 奨励金の支給終了後も、引き続き、その介護福祉機器の使用が見込まれること

計画が適切だと認められる場合は、事業主の方へ「認定通知書」（様式第３号）により通知します。

②　認定された導入・運用計画に基づき、介護福祉機器の導入・運用などを行ってください。

計画期間中～支給申請日までは、特に以下のことに気をつけてください。

- **介護労働者の雇用管理改善に努める**
- 計画に変更が生じるときは、その２週間前までに導入・運用計画変更書（様式第１号）を提出する
- 請求書、領収書、納品書などを保管する（支給対象部分の金額が確認できるもの）
- 分割払いの場合は、支給対象部分の費用の支払い計画を立てること（対象外部分を除く）
- 奨励金の支給終了後も、引き続き、介護福祉機器の使用を予定する
- 機器の販売者に「販売・賃貸証明書」（様式第９号）の記入・押印をもらう
- 計画期間終了後に導入効果を把握する
- 他の助成金の不正受給をしない
- 支給申請日までに事業主都合の解雇などをしない
- 労働関係法令に違反しない

③　介護福祉機器の導入効果を把握してください。

計画期間終了後にアンケートを実施

機器の導入前と計画期間終了後、それぞれ実施したアンケート結果に基づき、導入効果を測定・評価します。

導入効果は、「**機器の導入前**」と「**計画期間終了後**」のそれぞれに実施する、介護労働者の身体的負担等についてのアンケート調査の結果に基づき、**①身体的負担が大きいと感じている職員数の改善率**と**②身体的負担軽減に資する作業方法が徹底された職員数の改善率**で評価します。

この評価の結果、**①、②それぞれの率が60%以上**で、他の要件も満たす場合は奨励金の支給対象となります。

また、事業主は、**計画終了時に、**計画期間の初日までに選任した労働者の過半数を代表する者に、導入効果を把握するためのアンケート調査などを実施したことの確認や機器の導入・運用に関する評価を「介護福祉機器導入効果報告書」(様式第８号)に記入してもらいます。

④　奨励金の支給申請手続きをしてください。

●支給申請期間

★計画期間終了後１カ月間

●提出書類

以下の書類を本社の所在地を管轄する労働局に提出してください。
※ハローワークに提出できる場合もありますので、労働局にお問い合わせください。

- □　１．「支給申請書」（様式第７号）
- □　２．「介護福祉機器導入効果報告書」（様式第８号）
- □　３．「介護福祉機器設置・整備申告書」（様式第２号）（写）
- □　４．「導入・運用計画認定通知書」（様式第３号）(写)
- □　５．「介護福祉機器販売・賃貸証明書」（様式第９号）
- □　６．「介護労働者雇用管理責任者」に変更があった場合、その選任・周知の書面
- □　７．導入した介護福祉機器の内容がわかる書類　〔売買契約書（請求書及び領収書）、納品書、賃借契約書、保守契約書、パンフレット、事業所内で撮影した機器の写真など〕
- □　８．研修・講習などに関する内容が確認できる資料（実施日、受講者数、研修内容、費用など）
- □　９．導入効果の把握に関する書類（介護労働者が実際に記入したアンケートの一例など）
- □１０．「労働者代表選任届」「委任状」（様式例あり）
- □１１．総勘定元帳（現金科目・預金科目）(写)と預金通帳(写)（機器の支払にかかる部分で可）
- □１２．その他管轄労働局長が必要と認める書類

★　支給申請時に、介護福祉機器が計画通りに導入・運用されていることを、必要に応じて現地確認します。
以下に該当する場合には奨励金を支給できません。

- ●導入機器を転用、譲渡、売却、解約、改造した場合
- ●正当な理由なく機器を設置していない場合、設置しているが使用を停止している場合
- ●適正な使用や管理を怠ったことにより機器が使用不可能となった場合
- ●機器が計画とは異なる事業所に導入された場合

★　支給申請書などの記載事項を確認するため、必要に応じて添付書類以外の書類の提出・提示を求めることがあります。これらの確認に協力が得られず、支給要件に照らして支給申請書などの内容に疑義があると認められるときは、奨励金を支給できないことがあります。

★　奨励金の支給は口座振り込みで行います。支給決定を通知してから、申請のあった口座に振り込まれるまでに期間を要する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

★　同一の事由により、雇用調整助成金、高年齢者職域拡大等助成金、高年齢者等共同就業機会創出助成金、受給資格者創業支援助成金、地域求職者雇用奨励金、地域再生中小企業創業助成金、通年雇用奨励金、重度障害者等多数雇用施設設置等助成金、訓練等支援給付金、中小企業雇用創出等能力開発助成金、中小企業緊急雇用安定助成金、特例子会社等設立促進助成金、建設雇用改善推進助成金のいずれかの支給を受けた場合には、奨励金は支給されません。

ご注意

★　雇用保険二事業で実施する助成金制度の適正な運営を図るため、支給申請の際、職業安定機関に対して照会を行い、労働保険料の滞納や各種給付金の不正受給の有無などの内容を確認します。

★　不正受給は犯罪です。偽りその他の不正行為により支給を受けたり、受けようとした場合は、支給決定の取消しや支給金額の全額の返還（年５％の利息を加算）を求めます。また、その後一定期間、雇用保険法に基づくその他の助成金を受給できなくなります。特に悪質なケースは、詐欺罪として刑罰に処せられる場合があります。

★　この奨励金の支給制度は、支給要件に合致して初めて支給するものであるため、不支給または支給の取消しがなされた場合でも、行政不服審査法に基づく不服申立て、審査請求を行うことはできません。

★　この奨励金は国の助成金制度の一つですので、受給した事業主については、国の会計検査の対象となることがあります。対象となった場合はご協力をお願いします。関係書類については、５年間整理保存してください。

この他にも支給要件や留意点などがありますので、
必ずお近くの都道府県労働局、ハローワークにお問い合わせください。

◆申請に必要な各種様式は、厚生労働省のホームページからダウンロードできます。
http://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/e-top.html

お問い合わせ先

・この奨励金に関するお問い合わせ
都道府県労働局（http://www.mhlw.go.jp/link/index.html#roudoukyoku）
ハローワーク（公共職業安定所）（http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html）

・介護福祉機器に関するお問い合わせ
財団法人テクノエイド協会（http://www.techno-aids.or.jp/）
社団法人日本福祉用具供給協会（http://www.fukushiyogu.or.jp/）
日本福祉用具・生活支援用具協会（http://www.jaspa.gr.jp/）

・介護福祉機器の保守契約について
介護福祉機器の各メーカー

・導入機器の使用の徹底を図るための研修について
介護福祉機器の各メーカー、財団法人テクノエイド協会

・腰痛予防の講習について
（次のパンフレットの内容を「介護労働者雇用管理責任者」などから介護労働者に説明し、周知を図ることもできます）
「介護者のための腰痛予防マニュアル」～ 安全な移乗のために ～
（http://www.jniosh.go.jp/results/2007/0621/index.html）

・介護情報全般・雇用管理改善相談援助などに関するお問い合わせ
財団法人介護労働安定センター（http://www.kaigo-center.or.jp/center/）